



平成26年4月20日

「雇用保険の改正」

さて、今回は雇用保険の改正です。
目玉はなんと言っても「育児休業給付金の支給率の引き上げ」ですネ！
そして、障害者の雇用や就業に積極的な企業が利用できる「税制優遇制度」をご紹介します。
詳しくは説明できませんが、せめて概要だけでもお知らせしようと思います。



- ★ 1. 育児休業給付の充実 【平成26年4月1日施行】
平成26年4月1日以降に開始する育児休業から
育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の**67%の支給率**となります。
支給率50%の上限額 213,450円 【平成27年7月31日までの額】
支給率67%の上限額 286,023円 【 " " 】
- ★ 2. 就業促進手当(再就職手当)の拡充 【平成26年4月1日施行】
・基本手当受給者で早期再就職した者
・離職前の賃金から再就職後の賃金が低下した者
・再就職後6月間定着した者 のいずれにも該当する者に
従来の再就職手当に加え、離職時賃金と再就職後賃金の**差額の6月分を一時金として給付**
- ★ 3. 教育訓練給付金の拡充 【平成26年10月1日施行】
2年以上の被保険者期間を有する者が厚生労働大臣が指定する講座を受ける場合に、
(2回目以降に受ける場合は10年以上の被保険者期間が必要)
・給付を受講費用の4割に引き上げる。
・資格取得などの上で就職に結びついた場合には、受講費用の2割を追加的に給付する。
※1年間の給付額は48万円が上限
(給付期間は原則2年。資格につながる場合などは最大3年)
- ★ 4. 教育訓練支援給付金の創設 【平成26年10月1日施行】
45歳未満の離職者が上記の教育訓練を受講する場合、
訓練期間中は、離職前の賃金に基づいて算出した額(基本手当の半額)を給付する。
(平成30年度までの暫定措置)
- ★ 5. 平成25年度末までの暫定措置の延長 【3年間の延長】
① 解雇、雇止めなどによる離職者の所定給付日数を60日間延長する個別延長給付について、要件を厳格化して延長する。
② 雇止めなどの離職者(特定理由離職者)について、解雇などによる離職者と同じ給付日数の基本手当を支給する暫定措置を延長する。

★ 「税制優遇制度」 ★

- ★ 1. 機械等の割増償却措置(法人税・所得税) 【適用期限:平成28年3月31日】
- ★ 2. 「障害者の働く場」に対する発注促進税制(法人税・所得税) 【適用期限:法人平成27年3月31日】
【 " " :個人事業主平成27年12月31日】
- ★ 3. 助成金の非課税措置(法人税・所得税) 【適用期限:なし(恒久措置)】
- ★ 4. 事業所税の軽減措置 【適用期限:なし(恒久措置)】
- ★ 5. 不動産取得税の軽減措置 【適用期限:平成27年3月31日】
- ★ 6. 固定資産税の軽減措置 【適用期限:平成27年3月31日】

上記1. 2(重度障害者多数雇用事業所のみ). 4(資産割のみ). 5. 6. の「税制優遇制度」を利用するには、要件を満たしているかどうかの確認が必要です。
ハローワークで要件確認の手続きをし、要件を満たしている場合には証明書が交付されます。
証明書は税金の申告時に、求めに応じて提示します。

適用期限に要注意です。また、対象となる事業所の要件は、それぞれ異なります。
問い合わせは当事務所まで